

9 環 境

1 環境保全対策

地球規模での環境保全が求められる中、国では平成5年に環境基本法の制定及び環境基本計画の策定を行い、行政、事業者、国民が一体となった取組みを進めています。

本市は、自然環境に恵まれ、文化と歴史の伝統ある都市として発展してきましたが、今その恵みを後世に伝えてゆく努力が求められています。

そこで、平成9年度に「松本市環境基本条例」を制定するとともに、条例の基本理念を実現するため、平成11年度に「松本市環境基本計画」を策定しました。その後、合併による市域の拡大、超少子高齢型人口減少社会の進展等社会情勢の変化や地球温暖化の深刻化等環境に係る状況も大きな変化を遂げている状況を踏まえ、平成23年7月に「第3次松本市環境基本計画」を策定するとともに、平成20年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向けた「松本市地球温暖化対策実行計画」を「松本市環境基本計画」の中に位置づけ、平成23年11月に策定しました。

平成22年10月には、省エネ法に基づく特定事業者の指定を受け、年平均1%以上のエネルギー使用量の削減が義務付けられたことから、指定管理施設を含む市の全施設を対象に、エネルギー管理を進めています。

また、平成27年度に、生きものの恵みを将来の世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生を目指すため「松本市生物多様性地域戦略」を策定しました。

平成28年度には、計画策定から5年が経過したことから、実情に合わせた見直しを行い、「第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）」及び「松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）」を策定するとともに、再生可能エネルギーの利用促進について、本市ならではの再生可能エネルギーの地産地消を促すため、「松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画」を策定しました。

松本市環境基本条例及び松本市環境基本計画に関すること

ア 松本市環境基本条例 平成10年3月13日制定

イ 松本市環境基本計画 平成11年12月策定

平成19年3月第2次松本市環境基本計画を策定

平成23年7月第3次松本市環境基本計画を策定

平成29年3月第3次松本市環境基本計画(平成28年度改訂版)を策定

ウ 松本市環境基本計画年次報告書「松本市の環境」を年1回発行

環境審議会に関すること

松本市環境基本条例に基づき設置された諮問機関であり、環境保全に係る基礎的事項について、調査、審議等を行っています。

地球温暖化対策及び省エネルギーに関すること

ア 住宅用太陽光発電システム設置補助金 388件 36,360千円(28年度実績)

- イ 住宅用定置型蓄電システム設置補助金 41件 4,025千円(28年度実績)
- ウ 電気自動車等普及促進補助金 2件 52千円(28年度実績)
- エ 松本市地球温暖化対策実行計画(平成28年度改訂版)の策定(28年度)
- オ 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画の策定(28年度)

環境教育に関すること

ア エコスクール事業、小中学校環境教育支援事業等による環境学習講座の実施、松本市地球温暖化防止市民ネットワークによる環境保全啓発活動の実施

イ 園児を対象とした参加型環境教育の実施

環境に対する意識を高め、環境保全活動への取組みを促進するためには、子ども達への環境教育が必要であることから、感受性が豊かな保育園(幼稚園)の年長児を対象に、「ごみの分別」、「食べ残し」をテーマにした参加型の環境教育を平成24年度から実施しています。

平成26年度からは、ごみの分別により生まれ変わったものを自ら使うことでテーマである「ごみの分別と食べ残し」をより身近に感じてもらい、環境教育の効果を高めるために、ペットボトルをリサイクルして作られたエコバッグを配布しています。

さらに、年に1度しかない参加型環境教育の効果を継続するために、園児が普段から触れる機会の多い紙芝居での意識づけができるよう、平成26年度に保育士らからなるプロジェクトチームが作成した食品ロス啓発用紙芝居を市内全保育園・幼稚園で活用しています。

ウ 子ども向け環境基本計画ハンドブック作成

松本市環境基本計画を子どもの目線で分かりやすくまとめた、子ども向け環境基本計画ハンドブックを作成、市内全小学4年生へ配布し、環境保全意識の醸成を図っています。

エ 小学校環境教育及び食べ残し量等調査

平成27年度に環境省のモデル事業として、市内の3小学校で食べ残し量調査を行うとともに、うち2校で食品ロスをテーマとした環境教育及び意識等変化調査を実施しました。平成28年度からは市内全小学校3年生を対象に、同様の環境教育及び子どもとその親に対する意識等変化調査を行い、環境教育の効果を測定しています。

空間放射線量・放射性物質濃度調査

福島第一原子力発電所事故による放射性物質漏えいを受けて、空間放射線量・放射性物質濃度の測定を行いました。

ア 空間放射線量測定調査(国による全国的な観測網が整備されたため、平成28年度で終了)

(ア) 調査場所 6カ所 市役所屋上、波田支所、奈川支所、四賀支所、上高地(冬季のみ安曇支所)、美ヶ原高原(冬季のみ松本城)

(イ) 調査回数 毎週1回(市役所屋上は2回)

イ 放射性物質濃度測定調査

(ア) 調査場所 33カ所 松本市立全28小学校校庭の土壌及び地下水5カ所(東門の井戸、中町蔵の井戸、日の出の井戸、西堀公園の井戸、芳川公園の地下水)

(イ) 調査時期 平成28年10月13日~14日

(ウ) 調査項目 放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)

水質汚濁防止対策

ア 公共用水域水質調査

(ア) 調査目的 水質汚濁防止法第15条第1項に基づく公共用水域の水質監視

- (イ) 調査場所 3 河川 1 湖沼 5 カ所 犀川(島々谷川合流点上、水殿ダム下)、田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)、美鈴湖(流出部)
- (ウ) 調査時期 通年 河川 年 24 回 田川(新田川橋)、鎖川(鎖川橋)、年 12 回 犀川(島々谷川合流点上)、年 4 回 犀川(水殿ダム下) 湖沼 年 8 回 美鈴湖(流出部)
- (I) 調査項目 70 項目(BOD など環境基準項目等)

イ 市内河川定点水質調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の汚濁状況の把握
- (イ) 調査場所 18 河川 31 カ所
- (ウ) 調査時期 年 2~4 回
- (I) 調査項目 BOD など 14 項目

ウ 市内河川水質経時調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の水質の時間的変化の把握
- (イ) 調査場所 13 河川 20 カ所を 1 年に 5 カ所ずつ 4 年間で市内一巡
- (ウ) 調査時期 年 1 回
- (I) 調査項目 BOD など 5 項目

エ 市内河川底質・水質健康項目調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の底質(底泥)及び水質の健康項目状況の把握
- (イ) 調査場所 1 カ所
- (ウ) 調査時期 年 1 回
- (I) 調査項目 底質はカドミウムなど 6 項目、水質健康項目はカドミウムなど 14 項目

オ 市内河川水生生物調査

- (ア) 調査目的 市内主要河川の水質状況を水生生物により評価
- (イ) 調査場所 市内河川 12 カ所
- (ウ) 調査方法 平成 11 年 7 月の環境庁・建設省指定調査方法による
- (I) 調査回数 年 1 回

カ 市内地下水水質調査

- (ア) 調査目的 水質汚濁防止法第 15 条第 1 項に基づく地下水の水質監視
- (イ) 調査場所 26 カ所
- (ウ) 調査時期 年 1 回
- (I) 調査項目 有機塩素系溶剤など 15 項目(16 カ所)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 2 項目(9 カ所)、ほう素(1 カ所)

キ 水質汚濁防止法等特定事業場立入検査

- (ア) 目的 水質汚濁防止法又は長野県公害の防止に関する条例に基づく特定事業場の排水監視
- (イ) 対象 特定事業場 624 件
- (ウ) 立入回数 延べ 107 回 うち採水 63 回

土壌汚染対策

土壌汚染対策法では有害物質 使用特定施設を設置する工場・事業場において、その施設が廃止された際に土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、その結果汚染が判明した場合は汚染の除去等必要な措置を講ずるよう定めています。

- ・有害物質使用特定施設廃止後、規定により調査猶予した件数 4 件
- ・有害物質使用特定施設廃止後、調査実施した件数 1 件
- ・土壌汚染調査の結果、汚染が判明し指定区域となった件数 0 件

騒音・振動防止対策

ア 道路交通環境調査

- (ア) 調査目的 道路交通対策のための基礎資料
- (イ) 調査場所 市内主要道路沿い 6 カ所
- (ウ) 調査項目 3 項目(騒音レベル、振動レベル、交通量)
- (エ) 調査回数 年 1 回

イ 長野自動車道沿道騒音調査

- (ア) 調査目的 周辺住民の生活環境保全のための測定
- (イ) 調査場所 2 カ所
- (ウ) 調査項目 2 項目(騒音レベル、交通量)
- (エ) 調査回数 年 1 回
- (オ) 長野自動車道遮音壁設置及びかさ上げ状況

年度	設置延長 (m)	かさ上げ延長 (m)
開通当初	5,476	
平成元年度 ~ 平成 11 年度	11,363	
平成 12 年度 ~ 平成 17 年度	32	4,010
平成 18 年度 ~ 平成 28 年度	140	0
合計	17,011	4,010
上下線延長 計 23,000m	約 74%	約 17%

ウ 一般環境騒音調査

- (ア) 調査目的 地域類型ごとの環境基準達成状況調査
- (イ) 調査場所 3 カ所
- (ウ) 調査項目 1 項目(騒音レベル)
- (エ) 調査回数 年 1 回

悪臭防止対策

臭気指数規制の実施

地下水の保全

ア 松本市水環境を守る条例

地下水の保全と地下水利用の適正化をはかるため、水環境を守る条例に基づき動力を用いた吐出口口径 25mm 以上の地下水採取施設については、採取者が届出をすることとなっています。

- ・届出数 671 件

イ 地下水位測定

- (ア) 清水、島立、今井の 3 地点で常時監視
- (イ) 松本城周辺 6 カ所で年 2 回、測定を実施

平成 28 年度の地下水位の変動は、前年とほぼ同様の変化を示しました。

ウ アルプス地域地下水保全対策協議会 (平成 24 年 2 月 24 日設立、11 市町村及び県で構成)

協議会のなかで、松本盆地を1つの水がめとしてとらえた広域的な地下水の保全・かん養や適正利用の方策をさぐるとともに、地下水に関する調査や研究を進めています。

開発行為または建築確認申請時における公害未然防止指導

産業廃棄物処分業等の許可に係る市意見書に関すること

公害苦情件数（単位：件）

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
26	88	58	5	0	13	1	0	7	4
27	56	29	0	0	19	1	0	4	3
28	58	26	4	0	10	1	0	15	2

生物多様性の保全に関すること

「松本市生物多様性地域戦略」の3つの取組方針「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」と行動計画に基づき、生物多様性の保全を進めます。

ア 絶滅危惧種保護活動

国の希少野生動植物種、市の特別天然記念物に指定されている奈川地区のゴマシジミの生息調査を6回実施しました。

イ 市民参加型生物調査

市民ホタル調査を6月から8月にかけて実施しました。

ウ エコスクール事業

生物多様性をテーマとした親子対象の環境教育講座を5回実施しました。

空き地・空き家の適正管理に関すること

「松本市空き家等の適正管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理が不十分な空き家・空き地に対して、所有者等に適切な管理を促します。

ア 管理不全な空き家等の調査、所有者等に係る調査及び指導等

管理不全な空き家に関する相談件数（単位：件）

年度	H26	H27	H28
相談件数	106	91	87

イ 管理不全空き家等審議会開催（年2回）

犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること

- ・登録頭数 11,920 頭
- ・狂犬病予防注射頭数 10,806 頭

地域猫管理活動支援事業に関すること

- ・地域猫の去勢・不妊手術費用補助 オス41匹 メス99匹

公衆便所に関すること

- ・公衆便所の清掃等維持管理
- ・公衆便所に関する苦情処理

公衆浴場経営安定化に関すること

- ・公衆浴場経営安定化事業
- ・公衆浴場設備改善事業

2 葬祭事業

平成 17 年 4 月、葬祭センターに係る市直営業務（施設使用許可等の管理業務）と委託業務（火葬業務等）の管理運営の一元化を行い、市民サービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度へ移行しました。

施設の概要

ア 位 置	松本市蟻ヶ崎 4 丁目 10 番 1 号
イ 敷地面積	9,500.55 m ²
ウ 延床面積	2,422.27 m ²
エ 構 造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建
オ 施設の内容	火葬棟、倉庫棟、中央ホール棟、収骨棟、待合棟
カ 炉 数	・火葬炉 5 基 ・動物炉 1 基
キ 事業費	2,005,880 千円（建設事業費）

葬祭業務取扱件数（平成 28 年度、（ ）内は平成 27 年度）

（単位：件）

区 分	市 内	市 外	合 計	区 分	市 内	市 外	合 計
火 葬	(2,303)	(189)	(2,492)	葬 具	(199)	(7)	(206)
	2,383	199	2,582		204	10	214
待 合 室	(2,145)	(119)	(2,264)	祭 壇	(3)	(0)	(3)
	2,194	125	2,319		0	0	0
霊 柩 車	(334)	(23)	(357)	動物火葬	(1,141)	(138)	(1,279)
	376	32	408		1,177	154	1,331

火葬は、死体、死産児、胞衣の合計件数

3 霊 園

現在、市営 10 霊園合計で、13,364 基の管理を行っています。

中山霊園の第 1 次造成は昭和 62 年度で終了し、第 2 次造成事業は平成 2 年度から平成 15 年度までに墓所造成を行い、19 年度までに募集、貸付を行いました。

また、市民の新規墓地需要に応えるため、第 3 次造成事業計画を策定、既存霊園南側隣接地を約 8.4ha 拡張し、約 2,000 基の墓所造成を行い、20～37 年度に貸付を行います。

18 年度までに、造成工事の実施計画・測量調査を行い、19 年度に事業用地を松本市土地開発公社から取得、造成工事を実施し、20～28 年度には 1,024 基の墓所造成、貸付を行いました。

平成 23 年度には、中山霊園シンボルトワーを改修し、埋蔵数 800 体（個別埋蔵 400 体、共同埋蔵 400 体）の合葬式墳墓を整備し、28 年度までに 678 体分の貸付を行いました。

霊園別概要

No.	霊園名	面積(m ²)	1区画面積(m ²)	墓所数(基)	備考
1	蟻ヶ崎霊園	16,863	2~20	2,445	
2	並柳霊園	1,952	3.3~6.6	482	
3	中山霊園	140,855	4~16	9,043	
4	奈川霊園	822	6~12	116	
5	あずさがわ霊園	1,335	6~9	206	
6	上野霊園	744	4~6	125	
7	横沢霊園	71	5.48	13	
8	さみぞ霊園	1,027	4.1~6	173	
9	下原霊園	2,204	4.8~7.3	368	
10	つつじヶ丘霊園	2,358	6	393	
合計		168,231	-	13,364	

中山霊園の墓所造成実績

造成期	第一次造成	第二次造成	第三次造成	(第三次造成年度別内訳)			
年度	S43~S62	H2~H15	H20~	H20~H25	H26	H27	H28
基(基)	4,415	3,604	1,024	872	104	48	0

4 広域葬祭センター

1市4町12村による南安松筑広域環境施設組合を昭和53年2月1日に設立(現在は、構成市町村の合併により2市4村 名称は安曇野松筑広域環境施設組合)し、施設は老朽化及び住民サービスの向上にむけて全面改築を行い、平成13年3月に竣工しました。

施設の概要

場 所	安曇野市豊科田沢 7881 - 1
面 積	敷地 42,183 m ² 建物 2,098.35 m ²
設 備	火葬炉 5 基 小型炉 1 基
事 業 費	1,237,510 千円 (建設事業費)
取扱件数	平成 28 年度火葬 (死体・死産児) 1,500 件 (内 松本市民利用 189 件)

5 ポイ捨て防止及び不法投棄防止対策

ポイ捨て防止対策

たばこ、空き缶等のポイ捨て防止、家電製品等の不法投棄を防止するため、松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例を制定し、平成13年4月1日から施行しました。ごみゼロ運動、散乱空き缶等追放キャンペーンを実施するほか、松本駅前での桃太郎旗等の掲示やポケットティッシュの配布による啓発活動とごみ拾いを行い、ポイ捨て防止の呼びかけを実施しています。

不法投棄防止対策

ア 現在の取組み

- (ア) 不法投棄の防止及び早期発見のため環境美化巡視員（29年度、500名）を委嘱するとともに環境業務課行動班により、パトロール及び早期回収に取り組んでいます。
- (イ) 不法投棄防止看板を作成し啓発活動を進めるとともに、平成15年度から不法投棄防止のためのフェンスを年次計画により設置しています。
- (ウ) 廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベの特別収集を年1回松本クリーンセンターで実施しています。

イ 不法投棄処理処理量

種別		年度	27年度	28年度	比較	備考
実施日数			141	158	12.1%	
実施箇所			224	258	15.2%	
処理量 (t)	可燃ごみ		5	5	±0%	
	不燃ごみ		6	8	33.3%	
	合計		11	13	18.2%	
特定家庭用機器 (台)	テレビ		80	50	37.5%	平成13年4月から家電リサイクル法の施行により、粗大ごみとしての収集を廃止しました。
	冷蔵庫 冷凍庫		27	13	51.9%	
	洗濯機		5	4	20.0%	
	エアコン		2	4	100.0%	
	合計		114	71	37.7%	

ウ 今後の取組み

今後も啓発活動及びパトロールの強化と、警察との協力のもと、投棄者の発見や迅速な回収処理に努めてまいります。

6 環境衛生事業

環境衛生協議会

各町会単位に環境衛生部があり、この環境衛生部が集まって地区環境衛生協議会が組織され、さらに地区環境衛生協議会の連合体として松本市環境衛生協議会連合会が組織されており、自主的に環境衛生思想の普及や各種事業を実施し、市の環境行政に積極的に協力しています。

環境美化巡視員

平成13年4月に施行された松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例に基づき、ポイ捨てや不法投棄防止の通報及びその防止のための啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境作りにあたるため、町会環境衛生部長と地区環境衛生協議会長を環境美化巡視員に委嘱しています。

河川をきれいにする会

主要河川について、河川をきれいにする会が18団体組織されており、定期清掃などの環境美化活動が市民により自主的に行われています。

合併処理浄化槽設置整備事業

ア 経過

- (ア) 平成元年4月に、生活排水による公共水域の水質汚濁防止並びに市民の快適な生活の確保を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定しました。
- (イ) 平成13年4月には事業所等に設置される大型合併処理浄化槽を新たに補助対象とする要綱の改正を行いました。

イ 補助対象区域

公共下水道処理区域外

ウ 補助金額

人槽区分	補 助 実 績 (基)			備 考
	H26	H27	H28	
5人槽まで	5	8	9	
6～7人槽	6	6	2	
8～10人槽	1	1	0	
11人～20人槽	0	1	0	
21人～30人槽	1	1	2	
31人～50人槽	1	1	0	
51人槽以上	0	0	0	
合 計	14	18	13	
補助金額(千円)	8,302	10,276	6,873	

エ 清掃費補助

公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成14年度から合併処理浄化槽の清掃に対し補助金を支出しています。

- (ア) 補助対象区域 公共下水道処理区域外
- (イ) 補助金額 補助率 1/2 補助限度額 2万円
- (ウ) 平成28年度補助実績 202件 補助金額 3,440千円

合併処理浄化槽水洗化ローン融資斡旋制度

平成10年4月に合併処理浄化槽設置に係る水洗便所等築造資金融資斡旋の要綱を制定し、宅内の排水設備を設置する場合、1戸当たり80万円を限度に貸付をし、利子補給を行っています。

し尿年間収集量(浄化槽汚泥を含む)

(単位:KL)

年 度	収集量	し尿許可業者			直 営 し 尿
		し 尿	汚 泥	雑排水	
26	10,060	5,802	3,957	238	63
27	9,743	5,586	3,885	234	38
28	9,603	5,293	4,078	207	25

7 清掃事業

ごみ・資源物年間収集量

(単位：t)

種 別		年 度	H26	H27	H28
可燃ごみ	家庭系		39,845	39,091	38,942
	事業系		40,593	40,589	40,515
	合 計		80,438	79,680	79,457
	前年対比		0.7%	0.9%	0.3%
埋立ごみ	家庭系		676	668	638
	事業系		643	590	621
	合 計		1,319	1,258	1,259
	前年対比		1.5%	4.6%	0.1%
破碎ごみ	家庭系		175	141	129
	事業系		220	184	174
	合 計		395	325	303
	前年対比		41.0%	17.7%	6.8%
資源物	収集・持込み		10,471	9,638	8,774
	集団回収		2,050	1,929	2,000
	合 計		12,521	11,567	10,774
	前年対比		7.0%	7.6%	6.9%
粗大ごみ (台)	軒先回収		3,516	3,892	3,800
	前年対比		9.9%	10.7%	2.4%
合 計			94,673	92,830	91,793
前年対比			1.8%	1.9%	1.1%
リサイクル率			13.4%	12.6%	11.8%

ごみ減量対策事業

ア 松本市一般廃棄物処理計画

平成4年度に第1次ごみ減量推進行動計画(4~13年度)及びごみ処理基本計画(5~24年度)を策定、また、平成14年度に第2次ごみ減量推進行動計画(14~22年度)を策定し、ごみ減量と資源化の推進に取り組んできましたが、合併等により計画と現状に隔たりが生じてきたため、平成20年度に松本市一般廃棄物処理計画の見直しを行いました。計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とし、平成29年度の排出量を86,829t/年とすることを目標に、市民、事業者、行政の役割分担を明確にし、ごみ減量を進めるものです。平成29年度には、現行計画が計画年度を迎えることから、次期計画の策定を予定しています。

イ 資源化の推進

焼却ごみの削減と資源化の推進を図るため、「もったいない」をキーワードとした3R(発生抑制、再利用、再生利用)の取組みを実施しています。

(ア) 資源リサイクル事業の推進

年々増加するごみ量に対処するため、焼却経費の節減、埋立量の削減、資源物の有効利用等を目的として昭和53年から市民の協力を得る中で、資源リサイクル運動を開始しました。

平成16年度からは分別基準を、可燃ごみ、埋立ごみ、資源物、粗大ごみ、破碎ごみの5分別としました。また、資源リサイクル運動を推進するため、有価資源物リサイクル事業実施町会及び

集団回収を実施する団体に助成金を交付し、資源物の回収を促進しています。

(イ) 容器包装プラスチックの資源化

容器包装リサイクル法が平成 12 年 4 月に施行されたことに伴い、平成 17 年 4 月から容器包装プラスチックの資源化を行っています。

(ウ) 廃食用油の資源化

廃食用油(てんぷら油)の資源化を推進するため、平成 17 年 4 月から全地区での回収を開始し、平成 25 年からは市外の業者に収集運搬及び処理業務を委託し、バイオディーゼル燃料への再資源化を行っています。

(I) 福祉施設との協働により資源物の常時回収場所を平成 18 年度から設置しています。(市内 14 カ所)

(オ) 平成 23 年度に紙類常設回収場所を 5 カ所設置(試行)し、24 年度には回収場所を 28 カ所に、26 年度には 32 カ所に拡大して、小紙片等の資源化を進めています。

(カ) 剪定枝等資源化事業

公共施設から発生する剪定枝等をバイオマス発電の燃料として再資源化し、焼却ごみの減量を図っています。

(キ) 不用食器リサイクル事業

家庭で不用となった食器を回収し、状態の良いものは無料配布(リユース)、その他のものは新しい製品の原材料とする(リサイクル)事業を市民協働で実施しています。

(ク) 松本キッズ・リユースひろば事業

ごみの減量と子育て世代への支援を目的として、家庭で使わなくなった育児・子ども用品を無料で回収・配付する事業を実施しています。

ウ 事業所のごみ減量推進

事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者に対し、ごみ減量計画書並びに廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付けるとともに、「事業系ごみの分け方・出し方」を活用して、分別がされていない事業所等に対してごみを分別して排出するよう指導を行っています。

エ ごみ減量機器の購入費補助

家庭や事業所でのごみ減量を推進するため、堆肥化処理容器、生ごみ処理機、剪定木処理機の購入費補助を行っています。

オ 紙類の可燃ごみ搬入規制

事業系の可燃ごみを減量するため松本クリーンセンターに搬入される再生可能な紙類について平成 20 年 9 月から搬入規制を実施しています。

これとともに収集運搬許可業者が搬入したごみの内容、分別状況を調査する展開検査を実施しています。

カ 生ごみ堆肥化講習会の開催

家庭から出る生ごみの減量を図るため、ダンボールを使った堆肥化講習会を開催しています。

キ 家庭ごみ有料化の検討

(ア) 平成 21 年度、松本市ごみ有料化検討委員会を 5 回開催し、検討結果が市長に報告されました。

(イ) 平成 22 年度、松本市ごみ有料化検討委員会の検討結果報告を受け、庁内プロジェクトによる有料化の検討を行った結果、議会からの政策提言も踏まえた中で、当面の間は、有料化以外のごみ減量化施策を推進することとし、有料化については、今後さらに検討することとしました。

ク 食品ロス削減の取組み

国が進める「食品ロス削減国民運動」と連携しながら、「分かりやすい問題提起」と「楽しく実践できる方策の提案」を通じて、食品ロス問題の認知度向上と削減に向けた啓発を推進しています。

(ア) 家庭における削減の取組み

a 歯科栄養教室やイベント等における啓発

食品ロスの現状、市の取組みや市民に取り組めることを記載したパンフレット及びマグネットを作成し、保育園、幼稚園の年中児に行われる歯科栄養教室の時や各種イベントにおいて配付し、家庭での取組みを促しています。

b おうちで「残さず食べよう！30・10運動」

家庭版の「残さず食べよう！30・10運動」を平成26年度から新たに始め、毎月30日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月10日を「もったいないクッキングデー」として取組みを推進しています。

c もったいないクッキングレシピ集の作成

松本大学との連携によりもったいないクッキングレシピ集を新たに作成し、食品を無駄なく使うための情報提供を行います。

(イ) 飲食店における削減の取組み

a おそとで「残さず食べよう！30・10運動」

会食、宴会での食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は席に座って料理を楽しむという運動を推進し、運動の定着に向け、ポケットティッシュ、コースター、ポスター等を活用し、周知、啓発を行っています。

b プラチナメニュー

宴会において出される料理がそもそも多くて食べられないという声があることから、「量」よりも「質」を重視したメニューを提供する飲食店を募集し、紹介しています。

c 「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度

市内飲食店及び事業所を対象として、食品ロス削減に積極的に取り組む店・事業所を認定する制度、「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を開始し、112の店舗・事業所を認定しました。

ケ 使用済小型家電製品の再資源化の取組み

小型家電リサイクル法の施行に伴い、使用済小型家電製品の再資源化に向け、平成24年11月から始めたモデル事業を市内9地区に拡大し、平成26年4月からは全地区のごみステーションでの回収を始めました。

コ e c o オフィスマつもと認定事業

第3次松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するとともに、事業系ごみの減量化を推進するため、省エネや節電、ごみの減量化やエコ通勤など環境に配慮した取組みを行っている事業所を市が「e c o オフィスマつもと」として認定する事業を実施しています。

サ スプレー缶(カセットボンベを含む。)及びライターの分別収集

スプレー缶等の穴開けによる事故が全国的に発生しており、市民の安全を確保するためにスプレー缶等の穴開けを不要とし、また、ライターによるパッカー車の火災を防止するため、平成29年4月から新たにスプレー缶等とライターの分別収集を始めました。

8 廃棄物処理施設

最終処分場

ア 松本市エコトピア山田

昭和 60 年から 2 箇年で管理型埋立地として拡張整備し、サンドイッチ + セル方式で埋立をしています。

平成 14 年 10 月 1 日には山田不燃物処理場から、エコトピア山田に名称変更し、より市民に親しまれる施設運営を目指しています。

また、処分場の延命化を図るため、平成 15 年度に破碎施設を整備しました。

平成 20 年度からは、延命化を図るため、焼却灰の一部の再資源化を開始し、平成 28 年度は約 1,307 t の再資源化を行いました。さらに平成 23 年度から、集じん灰の一部を地盤再生利用として再資源化を開始し、加えて、平成 24 年度には、塩尻市、朝日村とのごみの共同処理開始に伴う灰の交換により集じん灰を市内の最終処分場への埋立を行わないこととしました。しかし、平成 25 年度の途中で地盤再生利用を行っていた業者での受け入れが中止となったため、平成 26 年度から、安定した処理を行うため市外業者による委託埋立を行うこととし、平成 28 年度は 3,028 t の委託埋立を行うとともに、643 t を再資源化しました。

平成 27 年度には今後も継続して廃棄物の埋め立てを行うにあたり、適切な機能を維持させるとともに施設の改善点を確認するため、最終処分場全般の構造物等安全確認検査を実施しました。

その結果、改善の必要性があると指摘された設備の一部については、平成 28 年度に構造物の設置及び改修を行いました。

(ア) 施設の概要

(単位 = 面積 : m² 容量 : m³)

区 分		数 量 等	備 考
面 積	処分場全体面積	122,473m ²	
	埋立可能面積	67,300m ²	
埋 立 量	埋立可能容量	745,000m ³	
	埋立済量	405,054m ³	平成 28 年度末
	残 容 量	339,946m ³	平成 28 年度末
埋立開始年月		昭和 45 年 2 月	昭和 62 年に拡張整備

(イ) エコトピア山田の埋立量

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
埋立ごみ	1,147 t	1,252 t
焼却灰	5,294 t	5,205 t
集じん灰	0 t	0 t
合計	6,441 t	6,457 t

イ その他の最終処分場の概要

平成 14 年度に供用を開始した松本市奈川一般廃棄物最終処分場は、平成 28 年度に予定していた数量の廃棄物の埋め立てを終了しました。今後は、浸出液の水質等が安定するまで排水処理を行いながら、廃止手続きに必要な環境調査を実施します。

(ア) 平成 28 年度埋立量

- a 松本市安曇一般廃棄物最終処分場 0 t
 b 松本市奈川一般廃棄物最終処分場 721 t

(単位 = 面積 : m² 容量 : m³)

施設名	処分場 全体面積	埋立 可能面積	埋立 可能容量	埋立済量	残容量	埋立可能 年数
松本市安曇一般廃棄物 最終処分場	8,527	1,750	5,100	3,031	2,069	3年
松本市奈川一般廃棄物 最終処分場	10,000	1,000	1,800	1,260	540	0年

(1) 平成 28 年度 灰の委託処分量内訳 (単位 : t)

種類	人工砂化	熔融金属回収	委託埋立	合計
焼却灰	1,103	204	-	1,307
集じん灰	494	149	3,028	3,671
合計	1,597	353	3,028	4,978

中間処理施設

ア 松本市リサイクルセンター

平成 20 年度に市民が資源物を常時持ち込める施設として、旧ごみ焼却施設の解体跡地に開設し、リサイクルの一層の推進を図っています。

これにより、隣接する松本クリーンセンターと合わせて全てのごみの持込が可能となり、市民の利便性が向上しました。

また、シュレッダーを設置し、機密性を伴う書類も受け入れ、紙類のリサイクルの推進を図っています。

所在地	松本市大字島内 9833 番地 2					
施設規模	ストックヤード棟 計量棟	鉄骨造平屋建て 鉄骨造平屋建て	延べ面積 1,293 m ² 延べ面積 77 m ²			
受入品目	紙類、シュレッダー紙、金属類、布類、雑びん・生きびん、ペットボトル、小型家電、蛍光管・乾電池・体温計・スプレー缶・カセットボンベ・ライター、埋立ごみ、スプリング入りマット、スプリング入り椅子					

平成 25 年 4 月から指定管理者制度の導入により指定管理者による管理運営が行われています。

主な資源物搬入量 (単位 : t)

品目	鉄	アルミ	新聞	雑誌類	ダンボール	古布
27 年度	120.28	3.60	9.98	85.45	31.19	20.35
28 年度	120.94	3.44	7.39	66.55	29.56	19.90

粗大ごみ搬入量 (単位 : 台)

品目	スプリングマット	ソファ	ソファ (2 人掛以上)
27 年度	948	868	502
28 年度	1,021	805	559

イ 松本クリーンセンター

ごみ処理施設「松本クリーンセンター」の可燃ごみ処理施設は、最新の公害防止技術の採用によって、徹底した公害防止を図っています。特に排ガスに関しては、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値よりさらに厳しい自己規制値を設定し、公害防止に万全を期しています。

また、リサイクルを推進するため「リサイクルプラザ」を併設し、さらに、ごみの焼却により発生する熱で蒸気発電を行い、クリーンセンター及び隣接する余熱利用施設の「ラーラ松本」や野球場の照明に使用し、余剰電力は売電しています。

さらに平成 17 年度からは容器包装プラスチックの資源化のため、容器包装プラスチック処理施設を稼働しています。

(ア) 施設の概要

処理施設	可燃ごみ処理施設	リサイクルプラザ	容器包装プラスチック処理施設
所在地	松本市大字島内 7576 番地 1		
敷地面積	約 49,700 m ²		
処理能力等	150 t / 24 時間 × 3 炉 合計 450 t / 日 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) 廃熱ボイラー式 蒸気量 28.2 t × 3 炉 排ガス施設設備 消石灰・特殊助剤吹込 バグフィルタ 無触媒脱硝装置 余熱利用 蒸気タービン発電 (6,000KWh) 熱利用 場内給湯 冷暖房及びラーラ松本	35 t / 5 時間 × 1 基 4 種選別 (鉄、アルミ、可燃物、不燃物)	11 t / 5 時間 × 1 基 手動選別 圧縮梱包
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 17,000 m ² 地下 1 階、地上 6 階 建物高さ約 39m 煙突高さ 59.5m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 3,900 m ² 地下 1 階、地上 3 階 建物高さ約 23m	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積 1,500 m ² 地下 1 階、地上 2 階
備考	平成 11 年 4 月稼働		平成 17 年 4 月稼働

(イ) 市町村別ごみ搬入状況

(単位：t)

区分 年度	ごみ搬入量					1日当 り搬入量	搬入比率 (%)
	可燃ごみ	容プラ	破碎ごみ	可燃粗大	合計		
26 年度	97,519.01	906.99	415.48	1,956.55	100,798.03	276.16	100.00
27 年度	96,415.77	865.80	340.53	2,062.47	99,684.57	272.36	100.00
28 年度	96,038.95	848.65	315.52	1,974.98	99,178.10	271.72	100.00

松本市	78,306.41	821.98	303.47	1,516.73	80,948.59	221.78	81.62
塩尻市	14,756.86	-	5.74	412.26	15,174.86	41.57	15.30
山形村	2,245.45	26.67	6.24	22.45	2,300.81	6.30	2.32
朝日村	730.23	-	0.07	23.54	753.84	2.07	0.76

1日当たりの搬入量は、年間日数365日（閏年は366日）で算出したもの。